

豊橋市立石巻小学校

いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本的な考え方

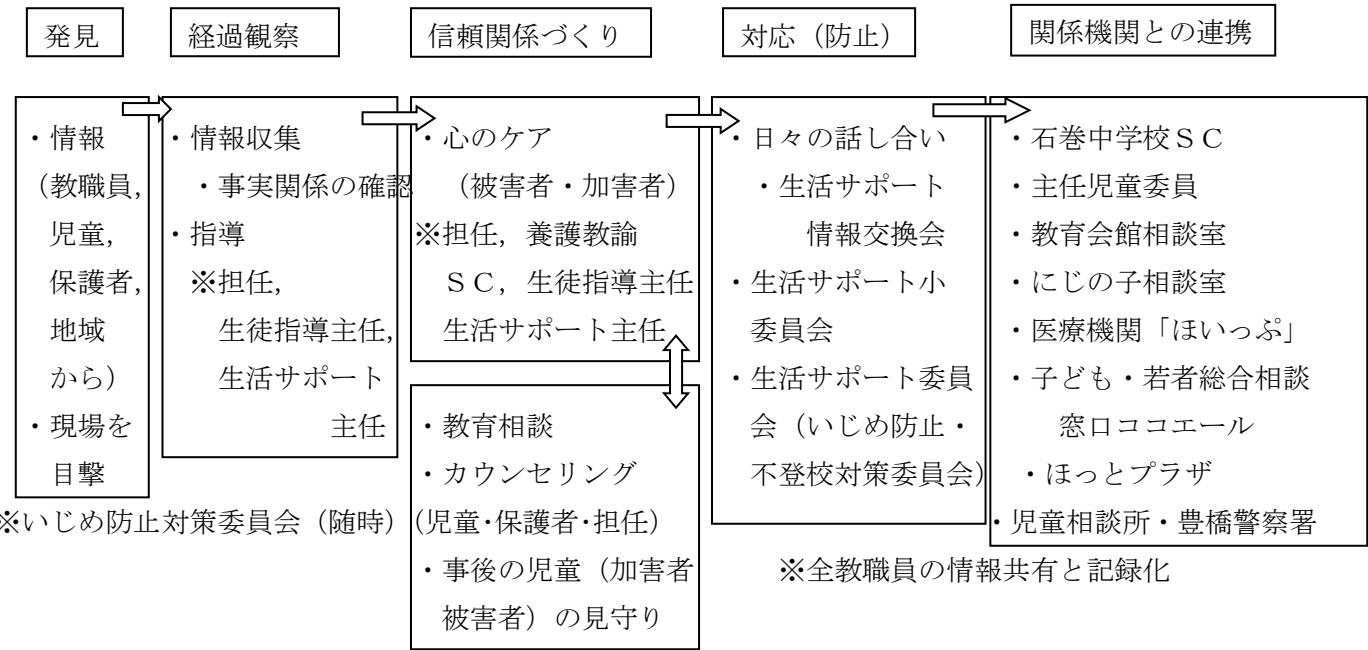
学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、授業や行事に主体的に取り組み、安心・安全に生活できる場であってはいけません。そのためには、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりが重要である。本校では、「元気 本気 いしまき」を重点努力目標に、心と体の健康を第一に考えている。「心の健康」の一環として、異学年交流縦割り班（なぎの木班）活動で、異年齢集団による活動を通して信頼関係や思いやりの心を育て、いじめを起こさない環境づくりを行っている。

しかし、学校にはさまざまな個性をもった児童が生活しており、遊びの延長やうわさ話など、些細なできごとからいじめに発展することがある。教職員は、「いじめはどこにでもある」という意識をもって、児童の様子を観察し、適切な指導をしなければならない。職員室では、その日のできごとを気軽に話したり相談したり、常に情報交換できる雰囲気づくりを心がけている。児童の小さな変化やサインを見逃さないために、共通理解を深め、同歩調でいじめ防止に取り組み、指導・対応をすすめていくことが重要であると考えます。また、学校だけでなく保護者や地域と連携しながら、情報交換を密にしていじめ防止に取り組んでいくことが大切である。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策組織の名称・組織

- ア 生活サポート委員会（いじめ防止・不登校対策委員会）
いじめ防止の取り組みやいじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを特定の教職員が抱え込むことのないように対応する。⇒組織で対応する。
- イ 委員会構成員
校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、生活サポート主任、養護教諭、該当児童担任、スクールカウンセラー（臨床心理士）、主任児童委員（学校評議員）
- ウ 全体計画



3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 異学年交流活動を通して、信頼関係を築くとともに思いやりのある児童の育成を図る。
- ウ 児童に活躍の場を多く与え、自己有用感や自己肯定感が得られるように努める。
- エ 教育活動全体を通して、道德教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ **情報モラル教育を推進**し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア いじめを発見する機会を増やすために、簡単に記入できる生活アンケートを年に5回行う。
(5月12日、6月9日(み)、9月8日、11月17日(み)、2月2日(み)に実施する。)
いじめが発見された場合、担任・生徒指導主任を中心にすぐに対応する。
- イ 教師と児童と温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい雰囲気をつくる。
- ウ 校内相談室を整備し、「スクールカウンセラーだより」を各家庭に配付するなど、児童・保護者が相談しやすい環境を整える。(カウンセラーの活用)

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに事実確認を行うとともに、「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。素早い対応
- イ 被害児童や保護者に対しては、被害児童を守り通すという姿勢で対応し、不安を取り除くように支援する。
- ウ 加害児童に対しては、毅然とした姿勢で指導するとともに、成長支援を適切に行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで児童の指導や支援に取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、**生み出さない集団づくり**を行う。

(4) 取り組みの年間計画

	未然防止	早期発見	生活サポート	保護者・地域との連携
4月	・学年・学級開き ・1年生を迎える会 ・なぎの木班発足会 ・なぎの木班活動		・生活サポート情報交換会① 旧担任との引継ぎ	・幼保小情報交換会 ・PTA総会 ・家庭所在地確認訪問
5月	・運動会	・生活アンケート①	・生活サポート情報交換会② GW明けの様子	・小中情報交換会 ・運動会 ・健全育成会役員会
6月	・豊橋学校いのちの日 ・学校保健委員会	・生活アンケート② ・みなニコ週間	・生活サポート情報交換会③	・授業参観
7月			・生活サポート情報交換会④	・個人懇談会 ・資源回収

8月	・オンライン出校日			・PTAボランティア清掃
9月		・生活アンケート③	・生活サポート情報交換会⑤ 夏休み明けの様子	
10月	・野外劇		・生活サポート情報交換会⑥	
11月	・学校保健委員会	・生活アンケート④ ・みなニコ週間	・生活サポート情報交換会⑦	・石巻山三ッ口池 クリーン作戦 ・学校評価アンケート
12月	・マラソン大会		・生活サポート情報交換会⑧	・個人懇談会 ・資源回収
1月			・生活サポート情報交換会⑨ 冬休み明けの様子	・授業参観
2月	・石巻大作戦	・生活アンケート⑤ ・みなニコ週間	・生活サポート情報交換会⑩	
3月	・感謝する会 ・6年生ありがとうの会		・生活サポート情報交換会⑪	
通年	・道徳・人権教育の 充実 ・なぎの木班活動 ・なぎの木タイム ・なぎの木掃除	・児童観察 ・情報交換 ・生活日記 ・スクールカウンセラーによる面談	・生活サポート小委員会 (随時)	・学校だより ・学年・学級だより ・ホームページ公開

4 重大事態への対応

●いじめの重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
→生命・心身・財産重大事態
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）
→不登校重大事態

●重大事態に対してどう対処するか

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 事実に関する調査を実施する場合は、「石巻小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を行い，児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い，休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

未然防止・早期発見・迅速な対応

- ・ **小さなサインを見逃さない** ・ ・ すべての機会をとらえて、子どもの様子を観察し、小さな異変でもキャッチするように努力する。
- ・ **良好な人間関係を構築する** ・ ・ 何でも話ができる雰囲気をつくり、訴えや相談に耳を傾ける。
- ・ **誠実に対応する** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ まず話をよく聞き、事実関係の確認をするとともに、一人で抱え込まず、生徒指導主事等に相談した後に、迅速に対応することを心がける。

